

(秘) 平成21年中小企業実態基本調査 (調査票乙)

平成21年8月1日 経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は統計法により秘密が保護されています。
この調査票は、税務申告等とは一切関係なく、統計的に処理され、申告者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

整理番号 (この欄は、中小企業庁が使用します。)

法人企業用

本社または 本店の所在地 「実際の本社機能を 有する場所」		電話番号 (代表)	
		記入者の氏名 (調査票内容の照会 に回答いただける方)	フリガナ
企業の名称	フリガナ	電話番号 (記入者の連絡先)	

※代表と異なる場合のみご記入ください。

※ 上記赤枠内の記入をお願いします。
※ 事前に印刷されている郵便番号・住所・企業情報に誤りがある場合は、二重線で消し、正しい企業情報をご記入ください。
ただし、数値等が見えづらくなる場合には、修正液または修正テープで消し、正しい企業情報をご記入ください。

【調査票のご記入にあたっての注意事項】 ※ ご記入いただく前に、必ずお読みください。

- この調査票は、法人企業用の調査票です。御社が個人企業(個人事業者)の場合は、改めまして個人企業用の調査票(調査票甲)をお送りしますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- この調査は、会社(株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社など)を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた企業全体について記入してください。
- 記入内容は、平成20年度の決算期数値で記入してください。それが困難な場合は、事務局へご相談していただくか、最寄りの決算期の数値を記入してください。
- この調査票は2ページ目以降、見開き左ページが記入説明、見開き右ページが記入欄という構成になっています。記入箇所は赤枠で囲んでありますので、赤枠内の記入をお願いします。また、記入の際は、左ページの記入説明を参考にしてください。
- 調査票の記入に当たっては、黒または青のボールペンではっきりと記入してください。なお、記入の訂正をする場合には、二重線で消し、正しい情報を記入してください。ただし、数値等が見えづらくなる場合には、修正液または修正テープで消し、正しい情報を記入してください。
- 記入内容について照会する場合がありますので、上記赤枠内の記入者の氏名及び連絡先の電話番号を必ず記入してください。内線番号がある場合は、その番号も記入してください。
- 後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。
- 記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、郵便ポストに投函してください。(切手は不要です。)

投函期限：平成21年8月30日(日)

- 本統計調査についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◆ 問い合わせ先(フリーダイヤル)：0120-434-369

【受付時間】 平日9:00～18:00 (土曜、日曜、国民の祝日を除く)

【提出先】
経済産業省中小企業庁事業環境部企画課調査室
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
中小企業実態基本調査事務局

【ホームページ】
経済産業省中小企業庁ホームページアドレス
<http://www.chusho.meti.go.jp/>
中小企業実態基本調査ホームページアドレス
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>

右ページ問2・問4・問4付問1・問5・問5付問1の記入説明

『問2』の会社形態の各調査項目の内容は以下のとおりです。

株式会社	株式を発行することで事業資金を調達し、それを元手に事業を行なう会社。 ただし、商号に「有限会社」の文字を使用している会社は除きます。
有限会社（特例有限会社）	旧有限会社法に基づいて設立された有限会社。2006年5月1日の新会社法施行により新たな有限会社は設立できなくなりましたが、既存の有限会社については、商号に「有限会社」の文字を使用すれば、新会社法施行以前と同様の会社運営が継続できます。
合名会社	2人以上の無限責任を負う社員のみで構成された会社。
合資会社、合同会社など	・合資会社：有限責任社員と無限責任社員の両方によって構成された会社。 ・合同会社：社員全員が有限責任である会社（法人）。社員には経営執行権限があります。
個人企業（個人経営）	個人の事業者が、事業に必要な資金を出資し、同時に自身で経営を行なう企業。

『問4』の会社全体の従業者数の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者は除きます。

有給役員（無給役員は除く）	法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人。 ただし、無給の役員は除きます。
常用雇用者	期間を定めずに、若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人、または平成21年2月と3月にそれぞれ18日以上雇用している人。
正社員・正職員	一般に正社員・正職員などと呼ばれている人。ただし、有給・無給役員は除きます。
パート・アルバイト	常用雇用者のうち、一般に「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称と呼ばれている人。一般の社員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人。
臨時・日雇雇用者	1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人、または日々雇用している人。

『問4付問1』の他社からの出向従業者数（出向役員を含む）及び派遣従業者数の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数	他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数とは、「他社からの出向従業者（出向役員を含む）」または「他社からの派遣従業者」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業者は除きます。
他社からの出向従業者（出向役員を含む）	在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、御社にきて働いている人。
他社からの派遣従業者	労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、御社にきて働いている人。

『問5』の海外の子会社、関連会社または事業所の定義は以下のとおりです。

海外の子会社	子会社とは、御社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、御社の子会社または御社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。ただし、50%以下であっても御社が経営を実質的に支配している会社も含みます。
海外の関連会社	関連会社とは、御社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいいます。
海外の事業所	事業所とは、海外にある御社の支店・営業所・工場などをいいます。

『問5付問1』の記入上の注意点

海外の子会社、関連会社または事業所の内訳については、同封の「業種分類表・国地域分類表」（オレンジ色の冊子）を参考にしてください。

※ この調査票は、「法人企業用」の調査票です。御社が個人企業（個人事業者）の場合は、「個人事業者用」の調査票を再送付致しますので、表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 企業の概要 ※全員の方におうかがいします。

問1 企業を設立した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。
(※ 創業した年ではなく、商業（法人）登記簿謄本における会社設立の年でお答えください。)

1. 平成20年（2008年）以降	4. 平成17年（2005年）	7. 平成14年（2002年）
2. 平成19年（2007年）	5. 平成16年（2004年）	8. 平成11～13年（1999～2001年）
3. 平成18年（2006年）	6. 平成15年（2003年）	9. 平成10年（1998年）以前

問2 御社の会社形態について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 株式会社	4. 合資会社、合同会社など
2. 有限会社	5. 個人企業（個人経営）
3. 合名会社	

この調査票は「法人企業用」です。改めまして個人企業用の調査票（甲）をお送りしますので、恐れ入りますが表紙に記載してある問い合わせ先までご連絡ください。

問3 問2で「1. 株式会社」を選んだ方のみにおうかがいします。
株式の譲渡制限の定めの有無について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めている（いわゆる譲渡制限株式会社）
2. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めていない

問4 出向・派遣を除く、御社の会社全体の従業員数を平成21年3月31日現在で記入してください。（男女別）
(※ 他社からの出向従業員（出向役員を含む）及び派遣従業員は除いて、記入してください。)

区分	⑤合 計 〔⑤＝①＋②＋③＋④〕 （※出向・派遣は除く）				内 訳											
					①有給役員 （無給役員は除く）				常用雇用者							
									②正社員・正職員 （有給・無給役員は除く）				③パート・アルバイト			
男				人				人				人				人
女				人				人				人				人

問4付問1 他社からの出向従業員数（出向役員を含む）及び派遣従業員数をそれぞれ平成21年3月31日現在で記入してください。（男女別）

区分	③合 計 〔③＝①＋②〕				内 訳							
					①他社からの出向従業員 （出向役員を含む）				②派遣従業員			
男				人				人				人
女				人				人				人

【問4付問1 記入上の注意点】
他社からの出向従業員（出向役員を含む）及び派遣従業員がいない場合には、「0」人と記入してください。
※定義については左ページ（2ページ）をご覧ください。

問5 御社の海外展開について、おうかがいします。
海外に子会社、関連会社または事業所（支店・営業所・工場など）がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください（平成21年3月31日現在）。

1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある	2. 海外に子会社、関連会社または事業所がない
-------------------------	-------------------------

問6へお進みください

問5付問1 問5で「1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
海外にある、子会社、関連会社または事業所の数を平成21年3月31日現在で記入してください。

項目	⑤〔合計〕海外にある、子会社、 関連会社または事業所の数 〔⑤＝①＋②＋③＋④〕				内 訳											
					①アジア				②ヨーロッパ				③北米			
子会社				社				社				社				社
関連会社				社				社				社				社
事業所				箇所				箇所				箇所				箇所

右ページ問7の記入説明

『問7』の「売上高」及び「営業費用」などの各調査項目の内容は以下のとおりです。

売上高			実現主義の原則に従い、商品などの販売または役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。
営業費用	売上原価	商品仕入原価	売上高に対応する商品の仕入原価。 「商品仕入原価」＝「期首棚卸高」＋「当期仕入高」－「期末棚卸高」
		材料費	売上高に対応する材料費。
		労務費	売上高に対応する労務費。
		外注費	売上高に対応する外注費。
		減価償却費	売上高に対応する減価償却費。
		上記以外の売上原価	売上原価のうち、商品仕入原価、材料費、労務費、外注費及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）以外の売上原価の合計。
		売上原価の合計	売上原価の合計。
	販売費及び一般管理費	人件費	常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賃金、賞与、退職金などの合計。ただし、福利厚生費、法定福利費は除きます。
		地代家賃	土地、建物などの不動産の賃貸料の合計。
		水道光熱費	ガス代、電気代、水道料などの合計。
		運賃荷造費	製造品、商品などの輸送、梱包などに支払った運賃、荷造費の合計。
		販売手数料	売上に対し一定の率で支払う手数料、売上げに対する協力度、回収、成長度などに応じて支払う売上奨励金などの合計。
		広告宣伝費	不特定多数の者に対する宣伝効果を意図してなされるもので、商品・製品の広告、求人広告、会社広告などの合計。
		交際費	得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費用。
		減価償却費	販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。
		従業員教育費	講師・指導員等経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費及び研修委託費などの合計。
		租税公課	印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税（付加価値割及び資本割）及び事業所税などの合計。
		上記以外の経費	販売費及び一般管理費のうち、上記以外のその他経費の合計。なお、福利厚生費、法定福利費はここに含みます。
		販売費及び一般管理費の合計	販売費及び一般管理費の合計。
営業外収益			受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。
営業外費用	支払利息・割引料	銀行その他の金融機関や他の会社からの借入金に対する利息、受取手形を割引いた場合に支払われる費用で、割引日から手形期日までの期間の利子相当分の合計。	
	その他の費用	支払利息・割引料以外の営業外費用に計上される雑損失などの合計。	
経常利益または経常損失			売上高から、売上原価、販売費及び一般管理費を差し引いたものに営業外収益を加え、営業外費用を差し引いたもの。 「⑥ 経常利益または経常損失」＝ 「① 売上高」－（「② 売上原価」＋「③ 販売費及び一般管理費」）＋「④ 営業外収益」 －「⑤ 営業外費用」 経常損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲２０００）
特別利益			会社経営において、特別に発生した金額的にも大きな利益。固定資産売却益、前期損益修正益。
特別損失			会社経営において、特別に発生した金額的にも大きな損失。固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損。
税引前当期純利益または税引前当期純損失			経常利益（経常損失）に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。 「⑨ 税引前当期純利益または税引前当期純損失」＝ 「⑥ 経常利益または経常損失」＋「⑦ 特別利益」－「⑧ 特別損失」 税引前当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲２０００）
税引後当期純利益または税引後当期純損失			税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税（所得割）を控除したもの。 「⑩ 税引後当期純利益または税引後当期純損失」＝ 「⑨税引前当期純利益または税引前当期純損失」 －（「法人税」＋「住民税」＋「事業税（所得割）」） 税引後当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲２０００）

2. 平成20年度決算について ※全員の方におうかがいします。

問6 本調査票では、金額記入に関する質問がいくつかありますが、消費税の取り扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが難しい場合は、下記の口内に「✓」を記入し、税抜きで記入してください。



税抜きで記入する

これからの問いで、税抜きで記入する場合のみ、口内に「✓」を記入してください。税込みで記入できる場合は、問6は空欄で構いません。

問7 売上高及び営業費用などについて、平成20年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

【問7 記入上の注意点】

- 平成20年度の決算期間で記入してください。それが困難な場合は、事務局へご相談いただくか、最寄りの決算期の数値を記入してください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）

項 目		千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
①売上高										,000円
②売上原価	商品仕入原価 ※1									,000円
	材料費									,000円
	労務費									,000円
	外注費									,000円
	減価償却費 ※2									,000円
	上記以外の売上原価									,000円
	売上原価の合計									,000円
③販売費及び一般管理費	人件費 *労務費を除く									,000円
	地代家賃									,000円
	水道光熱費									,000円
	運賃荷造費									,000円
	販売手数料									,000円
	広告宣伝費									,000円
	交際費									,000円
	減価償却費 ※3									,000円
	従業員教育費									,000円
	租税公課									,000円
	上記以外の経費									,000円
	販売費及び一般管理費の合計									,000円
④営業外収益										,000円
⑤営業外費用	支払利息・割引料									,000円
	その他の費用									,000円
⑥経常利益または経常損失 (※4)										,000円
⑦特別利益										,000円
⑧特別損失										,000円
※5 ⑨税引前当期純利益または税引前当期純損失 (※4)										,000円
⑩税引後当期純利益または税引後当期純損失 (※4)										,000円

※1

「商品仕入原価」＝
「期首棚卸高」＋「当期仕入高」
－「期末棚卸高」

【建設・製造・運輸の場合】

「商品仕入原価」＝（製造原価報告書記載の）「期首（商品）棚卸高」
＋「当期製品製造原価」－「期末（商品）棚卸高」

※2

売上原価に計上している減価償却した金額を記入してください。

※3

販売費及び一般管理費に計上している減価償却した金額を記入してください。

※4

損失（「経常損失」、「税引前当期純損失」、「税引後当期純損失」）をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）

※5 「⑨税引前当期純利益または税引前当期純損失」の記入は、「⑥経常利益または経常損失」から「⑦特別利益」「⑧特別損失」を加減して算出してください。左ページ（4ページ）の計算式をご参照ください。

右ページ問8の記入説明

『問8』の**資産**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

流動資産	現金・預金		現金、当座預金、普通預金及び郵便貯金など。定期預金、定期積金、金銭信託及び郵便貯金（積立貯金）などについては、1年以内に期限の到来するものが該当します。
	受取手形・売掛金		通常の営業取引によって生じた手形債権及び未回収金。
	有価証券		市場性のある短期所有目的の有価証券（売買目的有価証券）及び1年以内に満期の到来する有価証券（満期保有目的有価証券）。担保差し入れ有価証券を含みます。
	棚卸資産		商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び半成工事（未成工事）など。
	上記以外の流動資産		前渡金、立替金、前払費用、前払利息・割引料、繰延税金資産、未収収益、未収利息、短期貸付金及び未収金など。
固定資産	有形固定資産 ※1	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
		機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
		船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
		土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的で使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
		建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
		上記以外の有形固定資産	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
		減価償却累計額	毎年の減価償却費の合計額。※マイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。
	無形固定資産		のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。
	投資その他の資産		投資有価証券、その他有価証券、長期貸付金、投資不動産、敷金及び長期未収金など。
	繰延資産		創立費、開業費、開発費、株式交付費及び社債等発行費など。
資産の部 合計			上記すべての合計。

※1 有形固定資産の記入の仕方～直接法・間接法について～

直接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を直接減額した金額を記入してください。

間接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を減額せず、有形固定資産の取得価額と減価償却累計額を両建て併記してください。（なお、減価償却後の有形固定資産の残高は、取得価額と減価償却累計額の差額から求められます。）

『問8』の**負債・純資産**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

負債	流動負債	支払手形・買掛金	通常の営業取引により発生した手形債務及び営業上の未払金（電気・ガス・水道料、外注加工賃などの未払金）。
		短期借入金（金融機関）	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
		短期借入金（金融機関以外）	個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
		上記以外の流動負債	未払金、未払税金、未払配当金、繰延税金負債、未払費用、未払利息、前受金、預り金、前受収益などの流動負債、製品保証等引当金、賞与引当金などの引当金。
	固定負債	社債	普通社債及び新株予約権付社債などの未償還残高。
		長期借入金（金融機関）	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
		長期借入金（金融機関以外）	個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
		上記以外の固定負債	退職給付引当金及び特別修繕引当金などの通常1年を超えて使用される見込みの引当金。
負債の部 合計		上記すべての負債の合計。	
純資産	株主資本	資本金	資本金、出資金。
		資本剰余金	資本準備金（株式払込金剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益）、その他の資本剰余金（自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益）
		利益剰余金	利益準備金、その他の利益剰余金（任意積立金、減債積立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金、租税特別措置法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金などの準備金など）。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）
		自己株式	自社で保有している自社株式。※マイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。
	上記以外の純資産		その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金、新株予約権など。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）
	純資産の部 合計		上記すべての純資産の合計。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）
	負債及び純資産の部 合計		「負債の部 合計」と「純資産の部 合計」の合計。

問8 資産・負債及び純資産について、平成20年度決算の貸借対照表などを参照して記入してください。

- 【問8 記入上の注意点】
1. 平成20年度の決算期間で記入してください。それが困難な場合は、事務局へご相談していただくか、最寄りの決算期の数値を記入してください。
 2. 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
 3. 「資本剰余金」、「利益剰余金」、「上記以外の純資産」及び「純資産の部合計」でマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。ただし、「減価償却累計額」と「自己株式」はマイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。
 4. 記入後、「①負債の部合計」+「②純資産の部合計」=「③負債及び純資産の部合計」、「④資産の部合計」=「③負債及び純資産の部合計」になっていることを確認してください。

項 目		千	百	十	億	千	百	十	万	万	千	
資産	流動資産	現金・預金										,000円
		受取手形・売掛金										,000円
		有価証券										,000円
		棚卸資産										,000円
		上記以外の流動資産 ※3										,000円
	有形固定資産 ※1	建物・構築物・建物附属設備										,000円
		機械装置										,000円
		船舶、車両運具、工具・器具・備品										,000円
		土地										,000円
		建設仮勘定										,000円
		上記以外の有形固定資産（生物など）										,000円
		減価償却累計額 ※2	▲									,000円
		無形固定資産										,000円
		投資その他の資産 ※3										,000円
	繰延資産											,000円
	④資産の部合計											,000円
負債	流動負債	支払手形・買掛金										,000円
		短期借入金（金融機関）										,000円
		短期借入金（金融機関以外）										,000円
		上記以外の流動負債										,000円
	固定負債	社債										,000円
		長期借入金（金融機関）										,000円
		長期借入金（金融機関以外）										,000円
		上記以外の固定負債										,000円
	①負債の部合計											,000円
	株主資本	資本金										,000円
		資本剰余金										,000円
		利益剰余金										,000円
		自己株式	▲									,000円
		上記以外の純資産										,000円
	②純資産の部合計											,000円
	③負債及び純資産の部合計											,000円

- ※1 有形固定資産の記入は、原則直接法により記入してください。それが難しい場合は間接法で記入し、必ず減価償却累計額（※2）を記入してください。直接法・間接法については、左ページ（6ページ）を参照してください。
- ※2 減価償却費のことはありません。減価償却累計額が、決算書の項目にない場合（直接法の場合）は記入不要です。
- ※3 貸倒引当金は、通常「上記以外の流動資産」に控除科目（マイナス科目）として計上してください。ただし、回収期限が1年を超える金銭債権（長期貸付金など）につき計上した貸倒引当金は「投資その他の資産」に控除科目（マイナス科目）として計上してください。

問9 平成20年度決算において、取得した資産のうち租税特別措置法上の『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（※4）』を適用し、損金経理したものの金額（上限300万円）を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

百	十	万	千

,000円

※4 『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』とは
青色申告書を提出する常時使用する従業者の数が1,000人以下の個人事業者または資本金1億円以下の中小企業者（大規模法人の子会社などは除きます。）等を対象に、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまで、取得価額の全額を損金算入できる制度です。

確定申告書等に添付した少額減価償却資産の取得価額に関する明細書または減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（別表十六（七）等）の「備考」欄に記載された事項を基に金額を記入してください。

右ページ問10付問1・問10付問2・問11付問2の記入説明

『問10付問1』の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの付属設備を含みます。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
	上記以外の有形固定資産	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
無形固定資産		のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

『問10付問2』の「設備投資の目的」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

省力化・合理化（直接部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、売上原価を圧縮するためのもの。なお、ここでいう省力化・合理化とは、単位生産量あたりの労働導入量の節約を目的とするもの、作業の一部またはすべての労働を節約あるいは省略すること、をいいます。
省力化・合理化（管理部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、販売費・一般管理費を圧縮するためのもの。なお、ここでいう省力化・合理化とは、単位生産量あたりの労働導入量の節約を目的とするもの、作業の一部またはすべての労働を節約あるいは省略すること、をいいます。
新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化	現在行っている事業以外の分野の事業を行うために取得した固定資産。
既存建物・設備機器などの維持・補修・更新	既存の建物・設備機器などの維持・補修・更新のために取得した固定資産。
既存事業部門の売上増大	現在行っている事業部門の能力を拡大するために取得した固定資産。
その他	上記以外の目的で取得した固定資産。

『問11付問2』の「リース契約物件」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

製造機械・装置	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、繊維機械などの産業用機械、旋盤、フライス盤などの加工機械など。
建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン、仮設用機材など。
コンピュータ及び関連機器	パソコン、周辺機器など。
事務機器または通信機器	複写機、タイプライター、マイクロフィルムシステム、シュレッター、事務用印刷機器、ファクシミリ、無線通信機器、有線通信機器など。
店舗・商業用設備	POSシステム、ショーケースなど。
調理用設備	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他什器備品など。
輸送機械	乗用車、トラック、荷役運搬機器車輛（コンテナなど）、産業用車輛（フォークリフトなど）、船舶、鉄道車輛など。
その他	上記以外のもの。

問10 設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）について、おうかがいします。
平成20年度中に設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）を行いましたか。
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 設備投資を行った

2. 設備投資を行っていない

問11へお進みください

【以下の問 10 付問 1、問 10 付問 2 は、問 10 で「1. 設備投資を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。】

問10付問1 平成20年度中に行った設備投資額（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額（※））を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

この1年間（当期）に取得した設備投資額を記入してください。
※ 減価償却前の金額のことです。記入の際にはご注意ください。

問10付問2 平成20年度中に行った設備投資額を100パーセントとして、下記の設備投資の目的に当てはまるものに、その構成比を記入してください。

項 目		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備										,000円
	機械装置										,000円
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品										,000円
	土地										,000円
	建設仮勘定										,000円
	上記以外の有形固定資産（生物など）										,000円
無形固定資産											,000円
設備投資額 合計											,000円

設備投資の目的		設備投資目的の構成比			
省力化・合理化（直接部門）					%
省力化・合理化（管理部門）					%
新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化					%
既存建物・設備機器などの維持・補修・更新					%
既存事業部門の売上増大					%
その他					%
構成比 合計		1	0	0	%

問11 リースの利用について、おうかがいします。
平成20年度中に新たにリースの契約をしましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは含みません。

1. 平成20年度中に新たにリース契約（契約更新を含む）を行った

2. リース契約を新たに行わなかった

問12へお進みください

【以下の問 11 付問 1、問 11 付問 2 は、問 11 で「1. 平成20年度中に新たにリース契約（契約更新を含む）を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。】

問11付問1 平成20年度中に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

項 目	十億	億	千万	百万	十万	万	千
新規リース契約額							

,000円

【問11付問1 記入上の注意点】
支払リース料ではありません。平成20年度中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、平成20年度中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

問11付問2 新たにリース契約した物件は次のどれですか。あてはまる物件のうち、主なものを3つまで選び、その番号に○をつけてください。

1. 製造機械・装置

2. 建設機械

3. コンピュータ及び関連機器

4. 事務機器または通信機器

5. 店舗・商業用設備

6. 調理用設備

7. 輸送機械

8. その他

右ページ問12・問13・問14の記入説明

『問12』の研究開発の内容は以下のとおりです。

研究開発	・研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 ・開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画もしくは設計または既存の製品などを著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することに伴う費用をいいます。 なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動、または、探査・掘削などの鉱物資源の開発に特有の活動は、研究開発に含まれません。
------	---

研究開発とするもの（例）

- ・学術的な真理の探究
- ・基盤技術の研究開発
- ・新製品の開発
- ・既存製品の強化・改良
- （本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除きます。）
- ・製品の特性を明らかにする試験研究
- ・新しい製造法・処理法の開発
- ・新しい材料の探求・開発

研究開発としないもの（例）

- ・マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・QC活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）など、工程管理を目的とした調査・分析

『問13』の研究開発促進税制（中小企業技術基盤強化税制）の内容は以下のとおりです。

中小企業技術基盤強化税制	「中小企業技術基盤強化税制」は、中小企業者等が支出した試験研究費の12%に相当する額の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする)が認められる制度です。また、上記の措置に加え、当期の法人税額の10%を限度として、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次の特例のいずれかを選択適用することが認められます。 ①試験研究費の額が比較試験研究費（過去3事業年度の試験研究費の平均額）の額を超え、かつ、基準試験研究費（前2事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額）の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%に相当する額の税額控除が認められます。 ②試験研究費の額が平均売上金額（直近4年間の平均売上額）の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合(試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合)を乗じた金額の税額控除が認められます。
--------------	--

『問14』の特許権・実用新案権・意匠権の内容は以下のとおりです。

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。

問12 新製品または新技術の研究開発について、おうかがいします。

平成20年度において、**新製品または新技術の研究開発**を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 研究開発を行った

2. 研究開発を行っていない

→ 問13へお進みください

問12付問1 問12で「1. 研究開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

研究開発に要した費用(※1)を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

項 目	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
研究開発費									

,000円

※1 この1年間(当期)に要した研究開発費用を記入してください。累計ではございません。

問13 平成20年度決算において、**研究開発促進税制(中小企業技術基盤強化税制)**を利用しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 利用している

2. 利用していない

問14 御社で所有している**特許権・実用新案権・意匠権**がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 特許権・実用新案権・意匠権がある

2. 特許権・実用新案権・意匠権がない

→ 問15へお進みください

問14付問1 問14で「1. 特許権・実用新案権・意匠権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。

平成21年3月31日現在で所有している特許権・実用新案権・意匠権の件数をそれぞれ記入してください。

内 容	所有しているもの				所有しているもののうち、 使用しているもの※2				使用しているもののうち、 自社開発のもの			
特許権				件				件				件
実用新案権				件				件				件
意匠権				件				件				件

※2 「所有しているもののうち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

右ページ問15の記入説明

『問15』の売上高の業種別内訳の内容は以下のとおりです。

建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
製造品売上高	「製造品売上高」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。 <u>以下の場合、「製造品売上高」には含まれないので注意してください。</u> 1. 仕入商品を加工せず他の事業者に販売した場合の販売高 ⇒ 「卸売の商品売上高」に記入。 2. 仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の販売高 ⇒ 「小売の商品売上高」に記入。 3. 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭消費者に直接販売した場合の販売高 ⇒ 「小売の商品売上高」に記入。
加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
運輸、郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業、郵便業（信書便事業を含む）などの収入。
卸売の商品売上高	他の者から購入した（仕入れた）商品を、 <u>その性質や形状を変えないで</u> 他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。
小売の商品売上高	「小売の商品売上高」とは、仕入商品または製造した商品を<u>主として一般消費者（個人または家庭用消費者）</u>に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として一般消費者（個人または家庭用消費者）に直接販売する場合は、「製造品売上高」ではなく、この「小売の商品売上高」に記載してください。
不動産、物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など）、広告業の収入。
宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
飲食サービス事業の収入	一般飲食店（食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など）、持ち帰りサービス業（すし、弁当など）、宅配飲食サービス業（宅配ピザ、給食センター、病院給食など）の収入。
生活関連サービス、娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など）、娯楽業（映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など）の収入。
サービス事業（他に分類されない）の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業（建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など）の収入。
その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

問15 売上高の内訳について、平成20年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

業種別内訳	割 合		
①建設事業の収入			%
②製造品売上高			%
③加工賃収入			%
④情報通信事業の収入			%
⑤運輸、郵便事業の収入			%
⑥卸売の商品売上高※			%
⑦小売の商品売上高※			%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入			%
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入			%
⑩宿泊事業の収入			%
⑪飲食サービス事業の収入			%
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入			%
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入			%
⑭その他の事業の収入			%
合 計	1	0	0 %

【問15 記入上の注意点】

御社の行っている事業が業種別内訳のどの項目にあてはまるのかは、左ページ(12ページ)の記入説明及び同封の『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)を参考にしてください。

「①建設事業の収入」に記入がある場合は、15ページ問18も必ず記入してください。

「⑥ 卸売の商品売上高」または「⑦ 小売の商品売上高」(※印の箇所)に記入がある場合は、15ページ問17も必ず記入してください。

合計して100%
になるように、記
入してください。

問16 「問15. 売上高の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目(御社の主たる事業)についておうかがいします。御社の主たる事業について、その内訳を売上金額(または収入金額)の多い順に、同封の『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)の中から分類番号(3桁)を3つ選び、その分類番号、事業の種類、収入割合を記入してください。それ以外(主業の内訳のうち上位3つ以外)のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内 訳	分類番号	事業の種類(分類番号を含めお書きください。)	割 合
第1位			%
第2位			%
第3位			%
その他	9	9	2 %
合 計			1 0 0 %

合計して
100%にな
るように、
記入してく
ださい。

【問16 記入上の注意点】

例) 下図の場合、売上高の内訳で最も多いのは「④情報通信事業の収入」なので、問16では、「④情報通信事業の収入」を100%とし、『業種分類表・国地域分類表』を参考に、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問 15

業種別内訳	割 合
①建設事業の収入	%
②製造品売上高	%
③加工賃収入	%
④情報通信事業の収入	8 0 %
⑤運輸、郵便事業の収入	%
⑥卸売の商品売上高※	%
⑦小売の商品売上高※	%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	%
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	%
⑩宿泊事業の収入	%
⑪飲食サービス事業の収入	%
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	%
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入	2 0 %
⑭その他の事業の収入	%
合 計	1 0 0 %

問 16

内 訳	分類番号	事業の種類(分類番号を含めお書きください。)	割 合
第1位	4 0 1	インターネット附随サービス業	6 0 %
第2位	3 9 2	情報処理・提供サービス業	4 0 %
第3位			%
その他	9	9	2 %
合 計			1 0 0 %

右ページ問17・問18の記入説明

※ 回答上の注意については、下のフロー図を参照してください。

『問17』の仕入先・販売先の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 問17は、13ページ「問15 売上高の内訳」の「⑥卸売の商品売上高」または「⑦小売の商品売上高」の欄に割合を記入した方は、必ずお答えください。それ以外の方は「4. 工事の受注」問18へお進みください。

中小企業	中小企業とは以下の範囲をいいます。 ① 製造業その他（通信業、新聞業、出版業、旅行業を含む） 資本金3億円以下または従業者数300人以下の会社及び個人 ② 卸売業 資本金1億円以下または従業者数100人以下の会社及び個人 ③ 小売業（飲食店を含む） 資本金5千万円以下または従業者数50人以下の会社及び個人 ④ サービス業（情報サービス業、駐車場業、宿泊業を含む） 資本金5千万円以下または従業者数100人以下の会社及び個人
大企業	中小企業以外のことをいいます。
海外から直接輸入	自己名義で通関手続を行ったもの。
上記以外のその他	官公庁・自治体、団体、医療機関、教育機関、組合（農協、漁協などを含む）、財団、社団などの法人及び個人。

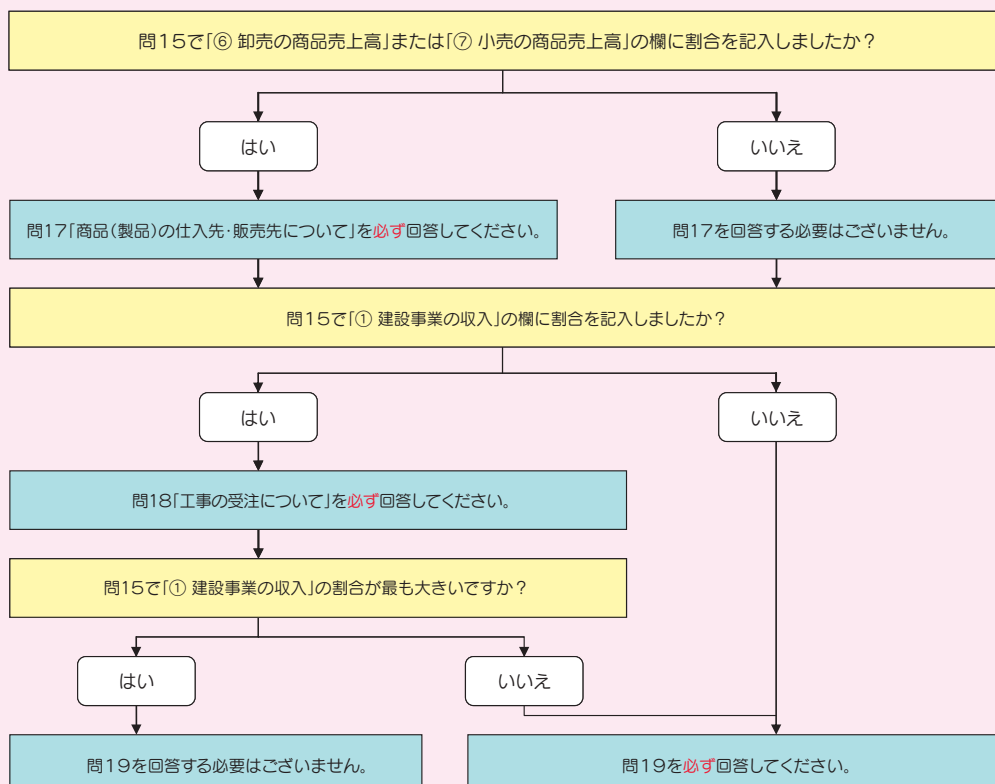
『問18』の工事の受注についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 問18は、13ページ「問15 売上高の内訳」で「① 建設事業の収入」の欄に割合を記入した方は、必ず記入してください。それ以外の方は「5. 受託の状況」問19へお進みください。

元請工事	発注者から直接請け負う建築工事、土木工事。
下請工事	建築工事や土木工事を他の者から請け負った建設業者から請け負う建築工事、土木工事。
公共事業	国、特殊法人、地方公共団体などが発注する建築工事、土木工事。

問17・問18・問19の回答上の注意

※問15および問16は全員の方が必ず回答してください。



※ 問17は、13ページ「問15 売上高の内訳」で「⑥卸売の商品売上高」または「⑦小売の商品売上高」の欄に割合を記入した方は、必ずお答えください。それ以外の方は「4. 工事の受注について」問18へお進みください。

3. 商品（製品）の仕入先・販売先について

問17 平成20年度において、販売を目的に商品（製品）の仕入れを行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。（※自家消費目的や製造目的の原材料の仕入れ及びサービス（旅行など）の仕入れは除きます。）

1. 仕入れを行った 2. 仕入れを行っていない → 問18へお進みください

【以下の問17付問1～付問3は、問17で「1. 仕入れを行った」を選んだ方のみにおうかがいします。】

問17付問1 商品（製品）仕入について、その仕入先別の割合を記入してください。

項 目	割 合			
中小企業から仕入れた割合				%
大企業から仕入れた割合				%
海外から直接輸入した割合				%
上記以外のその他から仕入れた割合				%
合 計	1	0	0	%

合計して100%
になるように、記入してください。

問17付問2 商品（製品）売上高について、その販売先別の割合を記入してください。

項 目	割 合			
中小企業に販売した割合				%
大企業に販売した割合				%
海外に直接輸出した割合				%
個人消費者に販売した割合				%
上記以外のその他に販売した割合				%
合 計	1	0	0	%

合計して100%
になるように、記入してください。

問17付問3 販売地域について、おうかがいします。

商品（製品）の販売先は、主にどのような地理的範囲ですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|-------------|-----------|----------|
| 1. 国内・海外問わず | 4. 近隣都道府県 | 7. 同一市町村 |
| 2. 海外 | 5. 同一県内 | |
| 3. 国内全域 | 6. 近隣市町村 | |

※ 問18は、13ページ「問15 売上高の内訳」で「①建設事業の収入」の欄に割合を記入した方は、必ず記入してください。それ以外の方は「5. 受託の状況」問19へお進みください。

4. 工事の受注について

問18 平成20年度の完成工事高について、元請・下請工事別の発注社の数と金額を記入してください。また、元請工事については、「公共事業」「公共事業以外の民間など」別に記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。なお、同じ会社から複数受注した場合、受注数は1社となります。

項 目		発注社の数※	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
元請工事	公共事業	社									
	公共事業以外の民間など	社									
下請工事		社									
合 計		社									

※発注社の数には、工事の件数ではなく、発注社の数を記入してください。

右ページ問19付問1・問19付問2の記入説明

『問19付問1』の受託の内容は以下のとおりです。(※建設工事の受託は除きます。)

① 製造の受託	他社が販売する物品・製造請負品・部品・原材料、自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること。
② 修理の受託	他社が請け負っている物品の修理、他者の自己使用する物品の修理を依頼されること。
③ プログラム作成の受託	他社が行うプログラム作成を依頼されること。
④ プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託	他社が行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること。
⑤ 役務提供の受託	他社が行う運送・物品の倉庫保管・情報処理の役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う、建設工事の受託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の受託	他社が行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う、建設工事の受託は含まれません。

『問19付問2』の親事業者の定義は以下のとおりです。

「親事業者」と「御社」との関係は、「委託を行う側(委託側)」と「委託を受けた側(受託側)」の資本金区分と取引内容(下記の①または②)で判別します。 ※ 下表参照。

【親事業者の定義】～表の見方～

御社の資本金がA～Cのいずれかの場合、委託側の資本金が「1円～1千万円」「1千万1円～3億円(1千万1円～5千万円)」「3億1円～(5千万1円～)」の該当する範囲を選び、○の場合は親事業者となり、×の場合は親事業者ではありません。

<例> 御社の資本金が1,000万円で、資本金3,000万円の会社Aから製造を委託された場合には、その会社Aは親事業者となります。

- ① 製造の委託、修理の委託、プログラム作成の委託及び役務提供の委託
(運送、物品の倉庫保管、情報処理)

		【委託側】 (○:親事業者、×:親事業者ではない)		
		1円～1千万円	1千万1円～3億円	3億1円～
【受託側】 御社	資本金			
	A. 1円～1千万円	×	○	○
	B. 1千万1円～3億円	×	×	○
	C. 3億1円～	×	×	×

- ② プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託及び役務提供の委託
(運送、物品の倉庫保管、情報処理を除く)

		【委託側】 (○:親事業者、×:親事業者ではない)		
		1円～1千万円	1千万1円～5千万円	5千万1円～
【受託側】 御社	資本金			
	A. 1円～1千万円	×	○	○
	B. 1千万1円～5千万円	×	×	○
	C. 5千万1円～	×	×	×

5. 受託の状況 ※ 主たる事業が「建設業」の場合は記入不要です。「6. 委託の状況」へお進みください。

問19 平成20年度において、問19付問1に掲げる1～6の受託(※1)がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

※1 受託とは、他社が行う製造・修理・役務等を依頼されることをいいます。ただし、建設工事の受託は除きます。

1. 受託があった 2. 受託がなかった → 問20へお進みください

【以下の問19付問1、問19付問2は、問19で「1. 受託があった」を選んだ方のみにおうかがいします。】

問19付問1 受託の内容に該当する番号すべてに○をつけてください。(※建設工事の受託は除きます。)

- | | |
|---------------|---|
| 1. 製造の受託 | 4. プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託 |
| 2. 修理の受託 | 5. 役務提供の受託
(他社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を御社が受託) |
| 3. プログラム作成の受託 | 6. 上記5以外の役務提供の受託 |

問19付問2 上記 問19付問1の1～6のいずれかの受託を行っている場合、受託先の企業数及び受託の金額を、国内、うち親事業者(※3)、海外別に記入してください。また、最も取引金額が大きい国内の親事業者(1社)との取引額も記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

① 国内、海外別の受託先の企業数及び受託の金額

項 目	受託先企業数	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千	
国内からの受託※2	社										,000円
海外からの受託※2	社										,000円

※2

- ・「国内からの受託」とは、企業の国籍を問わず、御社が、他社の日本国内の営業拠点や生産拠点などから受託した場合のことです。
- ・「海外からの受託」とは、企業の国籍を問わず、御社が、他社の海外にある営業拠点や生産拠点から受託した場合のことです。したがって、海外の日系企業から受託した場合は、「海外からの受託」に含みます。※委託も同様です。

② 国内からの受託がある方のみおうかがいします。 国内の親事業者からの受託企業数、受託金額を記入してください。

項 目	受託先企業数	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千	
国内の親事業者(※3)からの受託(下請)	社										,000円

※3 下請けにおける親事業者とは、必ずしも資本関係のある親会社ではありません。定義については、左ページ(16ページ)をご参照ください。

③ 最も取引金額が大きい“国内”の親事業者(1社)との取引金額を記入してください。

最も取引金額が大きい“国内”の 親事業者(1社)との取引金額	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千	
									,000円

右ページ問20付問1・問21・問21付問1・問22の記入説明

『問20付問1』の委託の内容は以下のとおりです。(※建設工事の委託は除きます。)

① 製造の委託	御社が販売する物品・製造請負品・部品・原材料、自己使用する物品・金型などの製造を他社に委託すること。
② 修理の委託	御社が請け負っている物品の修理、御社の自己使用する物品の修理を他社に委託すること。
③ プログラム作成の委託	御社が行うプログラム作成を他社に委託すること。
④ プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託	御社が行うテレビ番組作成、工業デザイン、グラフィックデザインの提供などを他社に委託すること。
⑤ 役務提供の委託	御社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を他社に委託すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の委託	御社が行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）、顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を他社に委託すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。

『問21』の取引金融機関(メインバンク)についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

都市銀行・信託銀行など	都市銀行（みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、みずほコーポレート、埼玉りそな、新生、あおぞら）、信託銀行（「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」によって信託業務を兼営する銀行）など。
地銀・第二地銀	地方銀行（全国地方銀行協会加盟銀行）、第二地銀（第二地方銀行協会加盟銀行、旧相互銀行）。
信用金庫・信用組合	信用金庫（「信用金庫法」に基づく協同組織の金融機関）、信用組合（「中小企業等協同組合法」に基づく協同組織の金融機関）。
政府系中小企業金融機関など	商工組合中央金庫、日本政策金融公庫（中小企業事業）、日本政策金融公庫（国民生活事業）※。
4 以外の政府系金融機関など	日本政策投資銀行など。
農林系金融機関	農林中央金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会。
その他	外資系金融機関、ゆうちょ銀行など。

※ 2008年10月1日より、日本政策金融公庫（中小企業事業）は中小企業金融公庫、日本政策金融公庫（国民生活事業）は国民生活金融公庫の業務をそれぞれ承継。

『問21付問1』の借入条件についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

本人保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、御社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
物的担保	不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、御社借入金を被担保債権として、メインバンクが（根）抵当権設定、質権設定などを行っていることをいいます。
第三者保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、御社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者（代表者の親族など）が保証人となっている場合をいいます。
公的信用保証	都道府県及び自治体の信用保証協会（全国に52ある）との間で保証委託契約を取り交わしている場合または日本政策金融公庫（旧 中小企業金融公庫）の信用保証制度を利用している場合をいいます（民間の信用保証会社による保証は含まれません）。

『問22』のチェーン組織への加盟の状況について、各用語の説明は以下のとおりです。

ボランティア・チェーン	ボランティア・チェーンとは、独立した個々の店が、独立性を維持しながら多数が結合、組織化して本部を中心に商品の仕入れやその他の業務を共同化するチェーン組織のことをいいます。
フランチャイズ・チェーン	フランチャイズ・チェーンとは、チェーン本部が加盟店との契約に基づき、特定の商標、商号などを使用させる権利を与え、経営指導を行いながら、継続的に商品を供給し、その対価としてロイヤリティを徴収する意図で組織されたチェーン組織のことをいいます。

6. 委託の状況 ※ 全員の方におうかがいします。

問20 平成20年度において、問20付問1に掲げる1～6の委託(※1)を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

※1 委託とは、自社が行うべき製造・修理・役務等を、自社のために行ってくれるように他社に依頼(外注を含む)することをいいます。ただし、建設工事の委託は除きます。

1. 委託を行った 2. 委託を行っていない → 問21へお進みください

【以下の問20付問1、問20付問2は、問20で「1. 委託を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。】

問20付問1 行っている委託の内容に該当する番号すべてに○をつけてください。(※建設工事の委託は除きます。)

- | | |
|---------------|---|
| 1. 製造の委託 | 4. プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託 |
| 2. 修理の委託 | 5. 役務提供の委託
(御社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を他社に委託) |
| 3. プログラム作成の委託 | 6. 上記5以外の役務提供の委託 |

問20付問2 上記問20付問1の1～6のいずれかの委託を行っている場合、委託先の企業数及び委託の金額を国内、海外別に記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

項 目	委託先企業数	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
国内への委託	社									.000円
海外への委託	社									.000円

7. 取引金融機関（メインバンク）について ※ 全員の方におうかがいします。

問21 御社の取引金融機関のうち、メインバンクについておうかがいします。
現在、御社のメインバンク(借入れ残高シェアの大小などに関わらず御社がメインバンクと認識している金融機関)はどれですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1. 都市銀行・信託銀行など | 5. 4以外の政府系金融機関など |
| 2. 地銀・第二地銀 | 6. 農林系金融機関 |
| 3. 信用金庫・信用組合 | 7. その他(外資系金融機関など) |
| 4. 政府系中小企業金融機関など | 8. メインバンクはない → 問22へお進みください |

【以下の問21付問1、問21付問2は、問21で「1～7」のいずれかを選んだ方のみにおうかがいします。】

問21付問1 メインバンクからの借入条件について、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1. 経営者の本人保証を提供している | 4. 公的信用保証を提供している |
| 2. 物的担保を提供している | 5. 1～4のいずれも提供していない |
| 3. 第三者保証(公的信用保証を除く)を提供している | 6. メインバンクからの借入金はない |

問21付問2 最近1年間のメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 1. 借入申込を拒絶または申込額を減額された | 4. 借入条件は緩和され申込額どおり借りられた |
| 2. 借入条件は厳しくなったが申込額どおり借りられた | 5. 増額セールス(※2)を受けた |
| 3. 借入条件の変更なしで申込額どおり借りられた | 6. 最近1年間は借入申込を行っていない |

※2 増額セールスとは、申込み金額以上の貸付金額をメインバンクから提案されることをいいます。

8. チェーン組織への加盟の状況 ※ 主たる事業が製造業の場合は記入不要です。 「9. 電子商取引(e-コマース)の実施状況」へお進みください。

問22 御社における平成20年度の主たる事業において、チェーン組織に加盟していますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | |
|------------------------|
| 1. ボランタリー・チェーンに加盟している |
| 2. フランチャイズ・チェーンに加盟している |
| 3. 1、2のいずれも加盟していない |

右ページ問23の記入説明

『問23』の電子商取引(e-コマース)の実施状況について、用語の説明は以下のとおりです。

電子商取引（e- コマース）	電子商取引（インターネットなどを通じた商取引、e- コマース）とは、「商取引（企業の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としての物品、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為）のうち <u>一部でも</u> コンピュータを介したネットワーク上で行っていること」を指します。
----------------	--

9. 電子商取引（e-コマース）の実施状況

※ 全員の方におうかがいします。

問23 御社における平成20年度の事業活動（決算ベース）において、電子商取引（インターネットなどを通じた商取引）を実施しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

例として、受託、原材料購入や販売などの分野で、電子商取引を実施したものの、売上実績や販売実績にはならなかった場合であっても、実際に電子商取引を導入し、利用機会があった場合は、「1. 電子商取引を実施した」に○をつけてください。

1. 電子商取引を実施した

2. 電子商取引を実施しなかった

質問は以上です。
ご協力ありがとうございました。

【以下の問23付問1～付問3は、問23で「1. 電子商取引を実施した」を選んだ方のみにおうかがいします。】

問23付問1 年間売上高（主たる事業が建設業の場合は完成工事高）に占める電子商取引の割合について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 電子商取引を導入しているが売上高実績がなかった
2. 年間売上高の5%未満
3. 年間売上高の5%以上～10%未満
4. 年間売上高の10%以上
5. 売上高に係るもの（受注・販売活動）においては電子商取引を導入していない

問23付問2 年間調達金額または年間仕入金額に占める電子商取引の割合について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 電子商取引を導入しているが調達または仕入実績がなかった
2. 年間調達額または年間仕入金額の5%未満
3. 年間調達額または年間仕入金額の5%以上～10%未満
4. 年間調達額または年間仕入金額の10%以上
5. 調達・仕入活動においては電子商取引を導入していない

問23付問3 その他の事業活動（受注・販売、調達・仕入以外）の電子商取引について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。（複数行っている場合は、主に行っているものに○をつけてください。）

1. 配送または手配において電子商取引を行った
2. アフターサービスにおいて電子商取引を行った
3. 上記1、2以外の事業活動において電子商取引を行った
4. その他の事業活動において電子商取引を導入していない

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（黄色）に入れ、**8月30日（日）までに**ポストに投函してください。（切手は不要です。）

